＝＝＝分収造(育)林契約者の皆さんと県とを繋(つな)ぐ情報誌＝＝＝

分収林だより

年1回発行

神奈川県自然環境保全センター
令和4年3月　～第12号～

山北町承継分収林

環境保全分収林制度について

平成29年度から取組みを始めました「環境保全分収林制度」は、順次、契約変更手続きを進めているところですが、改めて制度をご紹介させていただきます。

整備前

整備後

○分収林契約の取扱いについて

林道から近く（概ね200m以内）、木材を利用できるにもかかわらず、契約満了時に収益が見込めない森林については、契約の延長及び再契約を行わず分収林契約を終了し、伐採しなかった立木を土地所有者へ無償譲渡することとしています。なお、無償譲渡後の森林管理は、みなさま自身にて行っていただくことになります。

一方、林道から遠い（概ね200m以遠）など、将来にわたって収益を見込むことが困難と判断される条件不利森林については、みなさまのご意向を確認させていただいたうえ、「環境保全分収林」として契約変更することが可能です。なお、共有林の場合は、原則として共有者全員の同意が必要です。また、県は関係者の取りまとめを行っておりません。

①林道から近く木材を利用できる森林の今後について（契約満了後）

契約満了時は収益を得ることができなかったものの、将来的には木材市況の好転等により収益を見込める可能性があります。県内の森林組合等では、国が定める「森林経営計画制度」に基づき森林の管理や整備の委託契約を締結した個人所有の森林をまとめて団地化し、効率的に管理、整備する取組を進めています。

無償譲渡後の森林管理に関するご相談は、森林組合や林業会社へ直接お問い合わせいただくか、もしくは県機関（地域県政総合センターの林業普及担当）へお問い合わせください。

②林道から遠い等の条件不利森林の今後について（契約変更後）

契約期間を概ね20年延長し、「環境保全分収林」として、さらに森林整備を継続する森林は、間伐の回数を増やして徐々に本数を減らし、周囲に生えてくる多様な草木により土壌流出を防ぐなど、環境保全機能を維持していきます。

（　裏面もご覧ください　）

令和３年度に分収林の整備を実施していただいた林業事業体の皆様を紹介します

厚木市森林組合

安全講習会を開催し安全管理を徹底しています

当森林組合は、昭和18年玉川村森林組合として発足し、厚木市発足後の昭和43年合併し今の厚木市森林組合となりました。

当時より造林・素材生産を主に活動を続けていましたが、平成になり材価の低迷から素材生産をしなくなり技術が一旦途絶えましたが、今は高性能林業機械（レンタル）の導入により技術が担保されるようになりました。

また、当森林組合では加工販売事業にも力を入れ、平成５年完成の施設内で県産木材を活用した建築材・木製品の販売を行っています。

これからも、森林整備技術の向上に努め、安全・安心・確実で丁寧な作業に努めてまいります。また、組合員さんに期待され、災害に強い森林づくりを目指し活動を続けていきたいと思っております。

厚木市森林組合

ザウルスによる作業道作設

スイングヤーダ（レンタル）

ハーベスタ（ﾚﾝﾀﾙ）による造材

特殊伐採

このほかにも、多くの林業事業体の皆様によって分収林の整備が行われています。

契約者のみなさまへ、神奈川県からのお願いです

次のようなことはありませんか？
該当があれば、右記連絡先までご連絡をお願いします。

- ◆ 契約者の方（分収林だより宛名方）から相続を受けた。
- ◆ 代表者が変更になった。（組合、寺社、会社等で契約されている場合）
- ◆ 住所や電話番号などに変更があった。

これらのご連絡がないと、契約者の皆様に将来発生する分収交付等ができなくなることがあります。
皆様のご理解とご協力をお願いします。

契約内容などにご不明な点がありましたら、お気軽に右記までご連絡ください。

連絡先

神奈川県自然環境保全センター
森林再生部 分収林課

〒243-0121
厚木市七沢657
電話 046-248-6802
分収林課まで
（受付時間　平日8：30～17：00）
ファックス 046-248-0737

発行者：神奈川県自然環境保全センター　森林再生部　分収林課
発行日：令和４年3月発行